

東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報(平成26年10月6日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年10月6日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 0件

3. GⅢグレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	5号機	原子炉建屋付属棟地下1階(非管理区域)における壁面の穴あけ作業時、誘導灯用埋設電線管を損傷させたことを確認した。当該電線管を点検・修理。	
2	その他	大湊側補助ボイラー(4A)サンプリングラック自動減圧装置の動作不良を確認した。当該装置を点検・修理。	
3	その他	大湊側補助ボイラー(4A)水面計の1つから微量の蒸気の漏れを確認した。当該計器を点検・修理。	